

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月14日

【会社名】 テラ株式会社

【英訳名】 tella, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 智之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目22番36号

【電話番号】 03-5937-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目22番36号

【電話番号】 03-5937-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 3,574,350,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年10月28日に提出いたしました有価証券届出書並びに2020年11月9日、2020年11月13日、2020年11月17日、2020年11月27日、2020年11月30日及び2020年12月10日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、本日までに新たな事実関係が判明し、これらの記載内容の一部に訂正すべき箇所が生じたので、及び、2020年11月30日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、添付書類である取締役会議事録の添付漏れがありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

(5) 払込みに要する資金等の状況

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

(添付書類の追加)

取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2 株式募集の方法及び条件

(1)【募集の方法】

(訂正前)

<前略>

なお、当社は、2020年10月28日付で第6回社債の要項に基づき、割当予定先に対し、本第三者割当増資に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本新株式の総数引受契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月13日付での期限前償還を請求しております。また、当社は、2020年11月13日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月13日付で、割当予定先に対し、本買取契約の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月30日付での期限前償還を請求しております。さらに、当社は、2020年11月30日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月30日付で、割当予定先に対し、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年12月16日付での期限前償還を請求しております。なお、11月30日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込価額の払込がない場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)については免除されることとなっております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、当社は、2020年10月28日付で第6回社債の要項に基づき、割当予定先に対し、本第三者割当増資に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本新株式の総数引受契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月13日付での期限前償還を請求しております。また、当社は、2020年11月13日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月13日付で、割当予定先に対し、本買取契約の締結を条件として、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年11月30日付での期限前償還を請求しております。さらに、当社は、2020年11月30日までに本買取契約が締結されないことが確定したことから、改めて2020年11月30日付で、割当予定先に対し、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)につき2020年12月16日付での期限前償還を請求しております。なお、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込額のない場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)について放棄するとの書面を受領しました。しかし、2020年11月30日に有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、割当予定先より当該払込額全額の払込がない場合には、上述の第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円の放棄に代えて、違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領し、12月16日に割当予定先から第6回社債の未償還元金の残高の全額(金1,000,000,000円)を控除した払込額のない場合には、違約金として第6回社債の未償還元金の残高の全額に相当する金1,000,000,000円を受領することとなりました。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1 割当予定先の状況

(1)割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

(訂正前)

| | | |
|------------------|----------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | CENEGENICS JAPAN株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内1-11-4パシフィックセンチュリープレイス丸の内 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 藤森 徹也 |
| | 資本金 | 1億9000万円 |
| | 事業の内容 | 遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業等 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 藤森徹也 50% 竹森郁 25% 高林良男 25% |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 割当予定先は当社普通株式を1,090,000株保有しております(2020年6月30日現在)。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。 |
| | 人事関係 | 割当予定先の代表取締役である藤森徹也氏は当社の監査等委員である取締役であります。 |
| | 資金関係 | 割当予定先は第6回社債(額面額1,000,000,000円)を保有しております。 |
| | 技術又は取引等関係 | 当社は割当予定先との間で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究契約を締結し、事業提携を行っております。当社は、当該共同研究契約に基づき、臨床開発のサポート及び研究費の負担等を行っております。 |

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、2020年6月30日現在におけるものです。

2. 当社は、割当予定先との間の共同研究契約に基づき、2020年10月28日現在、メキシコ合衆国において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する幹細胞治療による臨床実験を開始しております。

(訂正後)

| | | |
|------------------|----------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | CENEGENICS JAPAN株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内1-11-4パシフィックセンチュリープレイス丸の内 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 高林 良男 |
| | 資本金 | 1億9000万円 |
| | 事業の内容 | 遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業等 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 高林良男 100% |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 割当予定先は当社普通株式を1,090,000株保有しております(2020年6月30日現在)。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。 |
| | 人事関係 | 割当予定先の代表取締役及び取締役を2020年12月2日付で辞任した藤森徹也氏は当社の監査等委員である取締役であります。 割当予定先の取締役を2020年12月2日付で辞任した竹森郁氏は、 <u>当社の従業員でありました。</u> |
| | 資金関係 | 割当予定先は第6回社債(額面額1,000,000,000円)を保有しております。 |
| | 技術又は取引等関係 | 当社は割当予定先との間で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究契約を締結し、事業提携を行っております。当社は、当該共同研究契約に基づき、臨床開発のサポート及び研究費の負担等を行っております。 |

- (注) 1. 割当予定先の概要の欄は、2020年6月30日現在における概要に、2020年12月7日までに当社が把握した変更に係る情報を反映したものです。
2. 当社は、割当予定先との間の共同研究契約に基づき、2020年10月28日現在、メキシコ合衆国において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する幹細胞治療による臨床実験を開始しております。
3. 当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の保有する割当予定先の全株式の高林良男氏に対する譲渡に係る株式名義書換請求書の写しの開示を受けております。
4. 割当予定先の代表取締役及び取締役であった藤森徹也氏は2020年12月2日付で割当予定先の代表取締役及び取締役を辞任し、割当予定先の取締役であった竹森郁氏は同日付で割当予定先の取締役を辞任し、割当予定先の取締役である高林良男氏は同日付で割当予定先の代表取締役に就任しており、当社は、割当予定先より、藤森徹也氏及び竹森郁氏の当該辞任に係る同日付辞任届の写し、並びに高林良男氏の当該就任に係る同日付の割当予定先の臨時株主総会議事録の写しの資料の開示を受けています。
5. 竹森郁氏は、2020年12月4日に当社へ入社した後、2020年12月7日付で合意退職しております。その後、同氏は、割当予定先の取締役に再度就任したとのことですが、取締役の就任に関する書面は、本日現在入手できておりません。

(5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

< 前略 >

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレド(本店所在地:東京都豊島区長崎二丁目3番20号、代表者名:小池宣己。以下「トレド社」といいます。)からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書に記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレド

社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレード社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレード社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレード社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレード社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレード社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレード社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレード社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレード社へ返金しておりますが（当社においては割当予定先より割当予定先の預金通帳、トレード社の銀行の振込受付書及び割当予定先の銀行の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。）、その理由はトレード社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレード社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されておりましたが、本日の時点でトレード社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレード社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬についての疑義によるものとのことをトレード社から聞いておりますが、本日当社代表取締役とトレード社との間の会議により、当該疑義が払しょくされたため、トレード社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、みずほ銀行のシステム障害により振込ができなかったためということです。トレード社は、当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを約束しており、融資の意思が明確に確認できています。なお、変更された払込期日である12月16日の前日までに割当予定先に電話し着金の有無について確認を行い、ATM等での通帳記帳により着金を確認します。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しております。なお、トレード社の融資原資は小池宣己氏からトレード社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレード（本店所在地：東京都豊島区長崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレード社」といいます。）からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレード社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書に記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレード社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレード社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレード社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレード社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレード社と割当

予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのこと。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に對して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのこと。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのこと。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておりません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。なお、変更された払込期日である12月16日の前日までに割当予定先に電話し着金の有無について確認後、割当予定先よりトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを入手し確認する予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクイティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

< 後略 >

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

< 前略 >

組み込み情報である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された「金融商品取引違反等に対する処分等」に関して、当社は金融庁より2020年6月11日付で、当社の有価証券報告書等の重要な事項の不記載を理由として課徴金223,850千円の納付命令の決定を受けました。当該課徴金については2020年8月11日付で全額を納付済であります。

（訂正後）

< 前略 >

組み込み情報である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された「金融商品取引違反等に対する処分等」に関して、当社は金融庁より2020年6月11日付で、当社の有価証券報告書等の重要な事項の不記載を理由として課徴金223,850千円の納付命令の決定を受けました。当該課徴金については2020年8月11日付で全額を納付済であります。

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）に従った開示を適時に行っておらず、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備等に起因して、投資者の投資判断に一定の影響を与える情報が数か月にわたって開示遅延されていたもので、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められること等を理由として、2020年12月1日付で東京証券取引所により、上場規程第502条第1項第1号に基づく同月15日を提出期限とするその経過及び改善措置を記載した改善報告書の徴求、及び上場規程第508条第1項第1号に基づく公表措置を受けております。当社が改善報告書を提出した場合、提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書の提出が求められています。また、当社が改善報告書の提出の求めに応じない場合、東京証券取引所から改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと東京証券取引所が認めた場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。